# 公益財団法人こども財団役員及び評議員の報酬等

# に関する規程

（目的）

# 第１条　 この規程は、公益財団法人こども財団定款（以下「定款」という。）第１２条及び第２９条の規定に基づき、公益財団法人こども財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

（定義）

# 第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　役員　理事及び監事をいう。

(２)　役員等　役員及び評議員をいう。

(３)　常勤役員　役員のうち財団において常時勤務する者をいう。

(４)　非常勤役員　役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(５)　報酬等　役員等の報酬、各種手当その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用を含まないものとする。

(６)　費用　役員等の職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員等が職務を執行したときは、その対価として報酬等を支給する。

２　非常勤役員にあっては理事会、評議員会、監事監査又は財団が実施する事業等へ出席したとき、評議員にあっては評議員会又は財団が実施する事業等へ出席したときに、その都度、別表第１に定める額を上限として、評議員会が報酬等を決定し、支給する。

３　常勤役員（明石市から派遣された職員のうちから選任された常勤役員を含む。）の報酬等は、別表第２のとおりとする。

（報酬等の支給方法）

第４条 報酬等は、前条第２項に規定する非常勤役員及び評議員にあっては出席の都度、前条第３項に規定する常勤役員にあっては月額をもって毎月一定の定まった日に通貨をもって直接本人に支給する。ただし、役員等から申出があったときは、役員等の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令に基づき控除すべき金額等を控除して支給する。

（出張費用の弁償）

第５条　役員等が職務のための出張をしたときは、費用弁償として、明石市職員の旅費に関する条例（昭和２８年条例第１１号）の例により、別表第３に定める額を支給する。

（公表）

第６条　財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１３号に規定する報酬等の支給の基準として同法第２０条第２項の規定により公表する。

（改廃）

第７条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て別に定める。

附　則（平成３０年３月２６日制定）

この規程は、一般財団法人あかしこども財団設立の登記の日（平成３０年４月１０日）から施行する。

附　則（平成３１年３月２７日制定）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和４年２月７日制定）

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第４条に規定する行政庁の公益認定を受けた日から施行する。

　　附　則（令和４年４月２８日制定）

この規程は、制定の日から施行する。

附　則（令和４年９月１日制定）

この規程は、制定の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 役員等の区分 | 報酬等の上限額 |
| 非常勤役員 | １　理事長　交通費実費に加えて１０，６００円（車両を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合に準じて実費相当を支給する。）  ２　理事長以外　交通費実費に加えて９，８００円（車両を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合に準じて実費相当を支給する。） |
| 評議員 | 交通費実費に加えて９，８００円（車両を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合に準じて実費相当を支給する。） |

別表第２（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 報酬月額（期末・勤勉手当及び通勤手当を除く。）の上限額 | ６００，０００円 |
| 年間報酬総額（期末・勤勉手当及び通勤手当を含む。）の上限額 | ８，０００，０００円 |

別表第３（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 鉄道賃 | 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。 |
| 船賃 | 水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。 |
| 航空賃 | 航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。 |
| 車賃 | 陸路（鉄道を除く。）旅行の実費額又は路程に応じ１キロメートル当たりの定額により支給する。 |
| 日当（１日につき） | ２，２００円 |
| 宿泊料（１夜につき） | １０，９００円 |